

第 6 章 洪水予報

水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項に基づき、国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報は、次のとおりである。

I 予報の種類

- (1) 川内川洪水注意報、肝属川洪水注意報
- (2) 川内川洪水警報、肝属川洪水警報
- (3) 川内川洪水情報、肝属川洪水情報

II 洪水予報の発表基準

予報の種類	発表基準
川内川洪水注意報 肝属川洪水注意報	基準地点の水位が警戒水位を超える洪水となることが予想されるとき。
川内川洪水警報 肝属川洪水警報	溢水・氾濫等により国民経済上重大な損害を生じる恐れがあるとき。
川内川洪水情報 肝属川洪水情報	洪水注意報及び洪水警報の補足説明又は軽微な修正を必要とするときに発表するものとし、その取り扱いは洪水予報に準じるものとする。

III 洪水予報（予報実施区域及び発表基準）

(1) 川内川洪水予報

水系	予報区域	実施区間	基準地点
川内川	川内川上流部	左岸:えびの市大字原田字池元3824番の1 先から鶴田ダムまで 右岸:えびの市大字原田字佐院3871番の1 地先から鶴田ダムまで	真幸水位観測所 栗野橋水位観測所
	川内川下流部	左岸:鶴田ダムから海まで 右岸:鶴田ダムから海まで	宮之城水位観測所 川内水位観測所

(2) 肝属川洪水予報

水系	予報区域	実施区間	基準地点
肝属川	肝属川	鹿児島県鹿屋市祓川町3947番地先の県道橋から海まで	俣瀬観測所 王子橋観測所
	串良川	左岸:鹿児島県肝属郡串良町大字細山田字水洗801番地の口地先から肝属川への合流点まで 右岸:同町大字字川久保4130番の1地先から肝属川への合流点まで	豊栄観測所
	高山川	左岸:鹿児島県肝属郡肝付町大字前田字田布尾323番の1地先から肝属川への合流点まで 右岸:同町大字新富字築ヶ城7737番の5地先から肝属川への合流点まで	高山橋観測所
	始良川	左岸:鹿児島県肝属郡吾平町大字上名字水流4909番の2地先県道橋から肝属川への合流点まで 右岸:同町同大字字西方高迫5684番の3地先の県道橋から肝属川への合流点まで	始良橋観測所

(注): 予報文例を32～34ページに示す。

第 7 章 水 位 情 報

I 水位情報の通知

国土交通大臣又は鹿児島県知事は、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、特別警戒水位に達したときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知しなければならない。

II 国土交通大臣が水位情報の周知を行う河川（以下水位情報周知河川）

1 水位情報の周知を行う河川名及びその区域

河川名		区 域	
川内川	支川	左岸	大口市大字里字大中免 277番地から幹川合流点まで
	羽月川	右岸	大口市大字鳥巢字水流456番乙号の2地先から幹川合流点まで
	支川 隈之城川	左岸	薩摩川内市隈之城町大字隈之城字石間伏739番の2地先隈之城川鉄道橋から幹川合流点まで
		右岸	薩摩川内市向田町大字向田字腰掛1265番の2地先隈之城川鉄道橋から幹川合流点まで
肝属川	支川 下谷川	左岸	鹿屋市新栄町13番地先の市道橋から幹川合流点まで
		右岸	鹿屋市新栄町12番地先の市道橋から幹川合流点まで

2 水位情報の通知者及び関係する水防管理団体

河川名	通知者	水防管理団体（水防管理者名）
羽月川 隈之城川	川内川河川事務所長	薩摩川内市（薩摩川内市長） 菱刈町（菱刈町町長）
下谷川	大隅河川国道事務所長	鹿屋市（鹿屋市長）

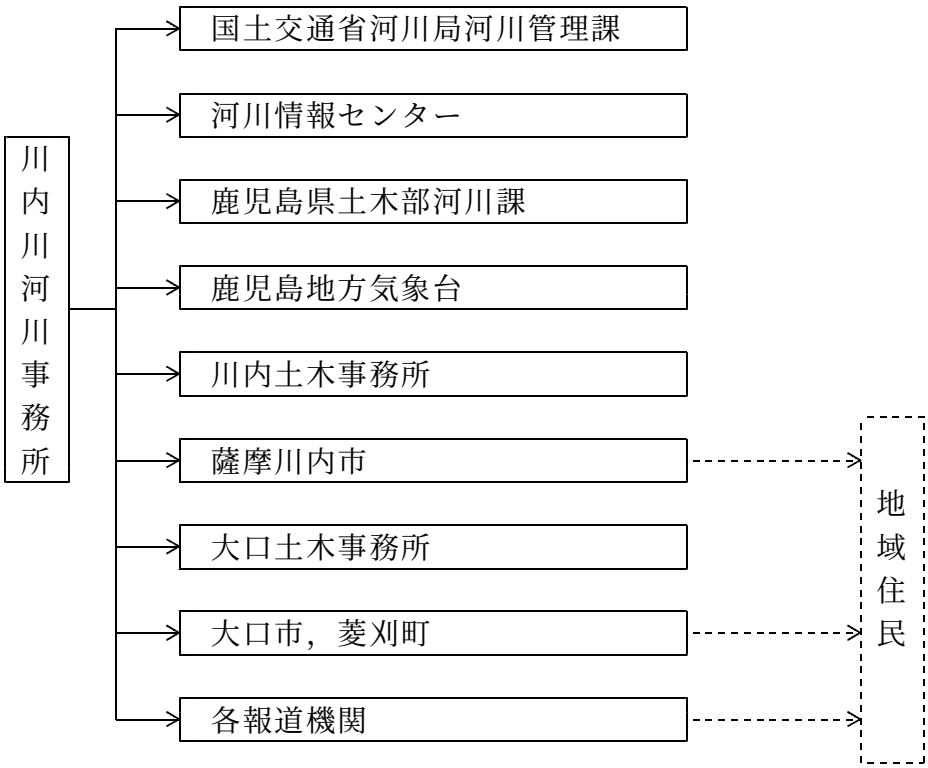
3 水位情報周知河川の特別警戒水位

河川名	観測所名	地先名	指定 水位	警戒 水位	計画 高水位	特別警戒水位
羽月川	花北	伊佐郡菱刈町 下手877の2	4.00	4.50	7.50	6.50
隈之城川	川内	薩摩川内市 東大小路町	3.70	4.70	6.99	6.60
下谷川	田崎大橋	鹿屋市田崎町	2.30	3.70	6.22	8.60

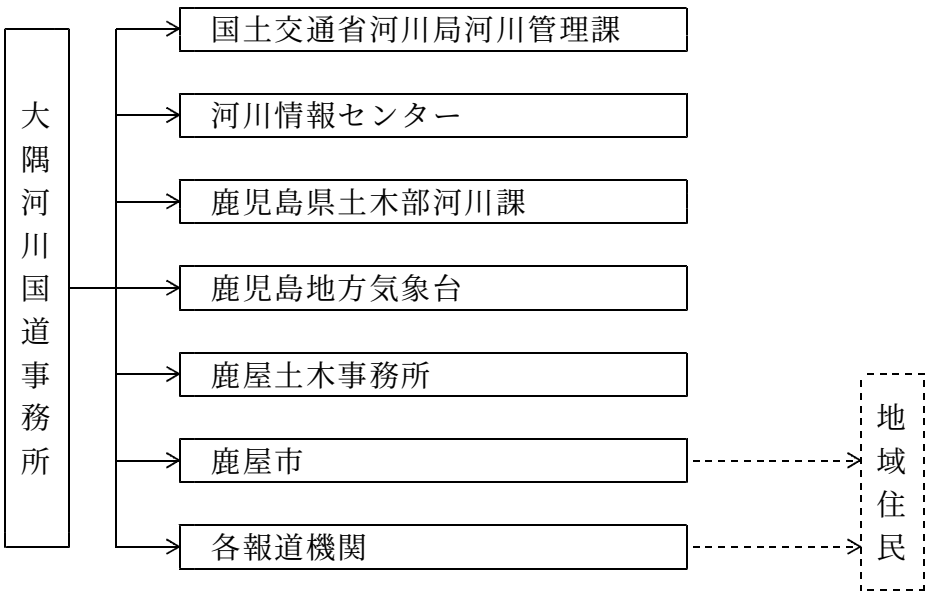
4 水位情報の通知

水位情報通知者は、水位情報通知河川の水位が、特別警戒水位に達したときは、直ちに以下に示す体系図により水位情報を通知する。

(1) 羽月川，隈之城川



(2) 下谷川



III 鹿児島県知事が水位情報の周知を行う河川（以下水位情報周知河川）

1 水位情報の周知を行う河川名及びその区域

河川名	区域	
甲突川	幹川	鹿児島市小山田から海に至る
川内川	支 川・平佐川	薩摩川内市田崎町田崎橋から支川隈之城川合流点まで
天降川	幹川	始良郡隼人町妙見から海に至る
	支 川・手籠川	国分市小畑から幹線合流点まで
	小支川・郡田川	国分市下郡田から支川手籠川合流点まで
万之瀬川	幹川	川辺郡川辺町清水から海に至る
	支 川・加世田川	加世田市上内山田から幹川合流点まで

2 水位情報の通知者及び関係する水防管理団体

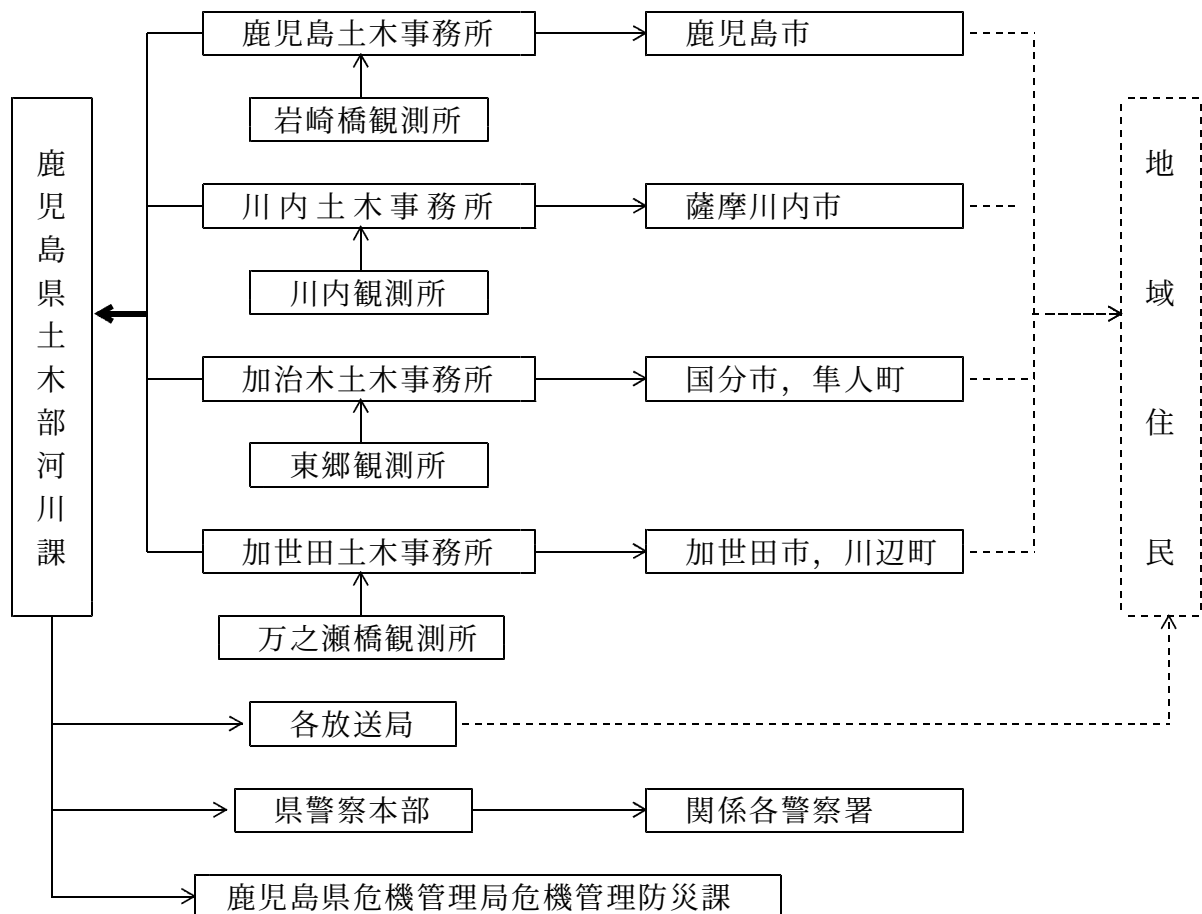
河川名	通知者	水防管理団体(水防管理者名)
甲突川	鹿児島土木事務所長	鹿児島市 (同市長)
平佐川	川内土木事務所長	薩摩川内市 (")
天降川	加治木土木事務所長	国分市(同市長)隼人町(同町長)
手籠川	"	" (") " (")
郡田川	"	" (") " (")
万之瀬川	加世田土木事務所長	加世田市(同市長)川辺町(同町長)
加世田川	"	" (") " (")

3 水位情報周知河川の特別警戒水位

河川名	観測所名	地先名	指定 水位	警戒 水位	危険 水位	特別警戒 水位	摘 要
甲突川	岩崎橋 (下流180m)	鹿児島市下伊敷町	m 6.70	m 7.20	m 8.20	m 8.20	T.P表示
平佐川	川 内	薩摩川内市東大小路町	3.70	4.70	6.00	6.00	川内川幹川の 川内観測所の 水位による
天降川 手籠川 郡田川	東 郷	始良郡隼人町東郷	7.00	8.00	9.00	9.00	T.P表示
万之瀬川 加世田川	万之瀬橋	加世田市村原	2.90	3.90	4.90	4.90	T.P表示

4 水位情報の通知

- (1) 水位情報通知者は、水位情報通知河川の水位が、特別警戒水位に達したときは、直ちにその旨を鹿児島県土木部河川課（以下、河川課）及び関係する水防管理団体に連絡する。
- (2) 水位情報の通知を受けた河川課は、その水位情報を関係機関へ通知するものとする。
- (3) 水位情報の通知を受けた水防管理者は、必要に応じて地域住民の避難その他の措置をとらせるものとする。
- (4) 水位情報の通知系統図は、次のとおりである。



第 8 章 ダムの洪水調節と通報

I 鶴田ダムの洪水調節と通報

1 洪水調節等

(1) 洪水

洪水は、貯水池への流入量が毎秒 600 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(2) 洪水期間と制限水位及び予備放流水位

ア 洪水期間と制限水位

鶴田ダムの洪水期間は毎年 6 月 11 日から 10 月 15 日までの期間で、毎年 10 月 16 日から翌年 6 月 10 日までを非洪水期間とする。洪水期間における貯水位の最高水位（以下「制限水位」という。）は、次の各号に掲げる水位とし、洪水期間においては洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

一、毎年 6 月 11 日から 7 月 20 日までの期間

標高 133.0 メートル

二、毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間

標高 135.0 メートル

三、毎年 8 月 21 日から 8 月 31 日までの期間

標高 138.0 メートル

四、毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間

標高 149.0 メートル

五、毎年 10 月 1 日から 10 月 15 日までの期間

標高 157.0 メートル

なお、貯水池の満水位は標高 160.0 メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

イ 予備放流水位

所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が次の各号に規定する予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

一、6 月 11 日から 8 月 31 日までの期間

標高 131.4 メートル

二、9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間

標高 144.5 メートル

(3) 洪水警戒体制とその処理

ア 所長は、鹿児島地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき、予備放流を行うとき、その他洪水が予想されるときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

イ 所長は、洪水警戒体制をとったときは、直ちに各号に定める措置をとらなければならない。

一、国土交通省九州地方整備局、国土交通省川内川河川事務所、鹿児島地方気象台、電源開発（株）九州支社南九州電力所その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二、最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。

三、洪水調節計画を立て予備放流水位を定めること。

四、ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(4) 洪水調節

洪水調節は、標高131.4メートルから標高160.0メートルまでの容量最大75,000,000立方メートルを利用して、洪水期間にあっては水位を制限水位より上昇しないよう制限するほか、予備放流により水位を低下させて行い、非洪水期間にあっては、予備放流により水位を低下させて、次の各号に定めるところによって行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要と認める場合は、次の各号に定めるところによらないことができる。

一、流入量が毎秒600立方メートルに達した後は、毎秒{(流入重-600)×0.50+600}立方メートルの流水を放流する。

二、前号の規定による放流量が毎秒900立方メートルに達した後は、10,000,000立方メートルの容量を使用するまで毎秒900立方メートルの流水を放流する。

三、前号による容量を使用した場合には、当該時刻以後の放流量は、当該時刻までの流入量の時間当り増加量の最大を上回らない範囲で、次式により算定された流水を標準として放流すること。

ただし、次式で算定された時間平均増加量が毎秒90立方メートルに達しない場合は、時間平均増加量は毎秒90立方メートルとすること。

$$Q_{i+n} = 900 + \frac{(Q_i - 600) \times 0.50}{T_i - T_{600}} (T_{i+n} - T_i) \text{ 立方メートル/秒}$$

Q_{i+n} : T_{i+n} 時の放流量

Q_i : 第2号による容量を使用した時の流入量

T_i : 第2号による容量を使用したときの時刻

T_{600} : 洪水調節開始時の時刻

T_{i+n} : 放流量を求める時刻

四、前号による放流量が毎秒1,100立方メートルに達した後は、容量を20,000,000立方メートル使用するまで毎秒1,100立方メートルの流水を放流すること。

五、前号による容量を使用した場合には、当該時刻以後の放流量は、次式により算定された流水を標準として放流すること。

ただし、時間平均増加量は、第3号で用いた値とする。

$$Q_{i+n} = 1,100 + \frac{(Q_i - 600) \times 0.50}{T_i - T_{600}} (T'_{i+n} - T'_i) \text{ 立方メートル/秒}$$

Q_{i+n} : T'_{i+n} 時の放流量

Q_i : 第2号による容量を使用した時の流入量

T_i : 第2号による容量を使用したときの時刻

T_{600} : 洪水調節開始時の時刻

T'_{i+n} : 放流量を求める時刻

T'_i : 第4号による容量を使用した時の時刻

六、前号の規定による放流量が毎秒1,400立方メートルに達した場合は、容量を35,000,000立方メートル使用するまで、毎秒1,400立方メートルの流水を放流すること。

七、前号による容量を使用した場合には、当該時刻以後の放流量は、次式により算定された流水を標準として放流すること。

ただし、時間平均増加量は、第3号で用いた値とする。

$$Q_{i+n} = 1,400 + \frac{(Q_i - 600) \times 0.50}{T_i - T_{600}} (T'_{i+n} - T'_i) \text{ 立方メートル/秒}$$

Q_{i+n} : T'_{i+n} 時の放流量

Q_i : 第2号による容量を使用した時の流入量

T_i : 第2号による容量を使用したときの時刻

T_{600} : 洪水調節開始時の時刻

T'_{i+n} : 放流量を求める時刻

T'_i : 第6号による容量を使用した時の時刻

八、第1号、第3号、第5号及び第7号の放流量が毎秒{(最大流入量-600)×0.50+600}立方メートルで算定された流量に達した後は、流入量が当該量と等しくなるまで放流すること。

九、第1号により算定された放流量が毎秒2,400立方メートルに達した後は、流入量が毎秒2,400立方メートルになるまで、毎秒2,400立方メートルの流水を放流すること。

十、第8号及び第9号により放流量と流入量が等しくなった後は、当該時のゲート開度を限度として次条により水位の低下を行うが、制限水位に達するまで流入量の増加により再び放流量と流入量が等しくなった時は、当該時の放流量を持続し放流を続け、その後は原則として本条該当号に移行すること。

(5) 洪水調節後等による水位の低下

所長は、洪水期間において前条の規定により洪水調節をおこなった後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において水位が制限水位を超えているときは、速やかに洪水水位を制限水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(6) 洪水に達しない流水の調節

所長は、気象、水象、その他の状況により必要と認められる場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

2 放流の通報

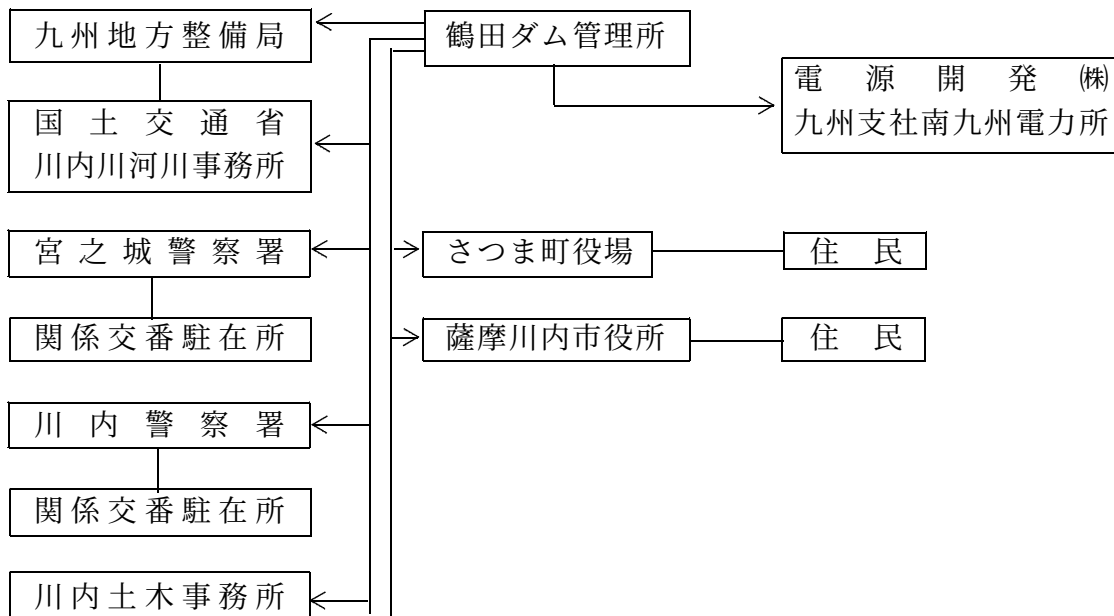
特定多目的ダム法第32条の規定により通知すべき関係市町村長及び関係警察署長、並びにその通知方法をあらかじめ定めておかななければならない。

(1) 放流連絡関係機関

ア 方法と時期

放流開始の少なくとも約1時間前に文書又は電話により、放流日時、放流量その他必要事項につき行う。

イ 系統図



(2) 一般住民への直接通報

ア 警報車によるもの

警報車による警報は、鶴田地区、宮之城地区、東郷地区、川内地区の順でサイレン吹鳴に引続きスピーカーにより河川水位の増加時刻及び増加見込等について広報する。警報は、各地点における水位変動の生ずる約30分前に行うものとする。

なお、警報地点は、39箇所である。

イ 警報所によるもの

警報所による警報は、サイレンによる吹鳴（約1分、約15秒休止、約1分、約15秒休止、約1分）と附設されたスピーカーにより、ダム管理所は放流開始約50分前及び放流直前、神子警報所は放流開始約50分前、その他の警報所では各地点において増水する約1時間前に河川水位の増加時刻及び増加見込等については行うものとする。

なお、警報所は次の25箇所である。

ダム管理所、神子、前田、柏原、餅坂、屋地、城之口、園田、川口、船木、山之口、須杭、石橋、倉野、一瀬、南瀬、後ヶ原、司野、池平、上水流、東郷、烏山、白浜、天辰、大小路

II 川辺ダムの洪水調節と通報

1 洪水

洪水は、流水の貯水地への流入量が毎秒40立方メートル以上である場合における当該流水とする。

2 洪水警戒体制

鹿児島県加世田土木事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号に該当する場合には、洪水警戒体制を執らなければならない。

(1) 鹿児島地方気象台から降雨に関する警報が発令されたとき。

- (2) 川辺ダム流域内において連続雨量が50ミリメートルに達し、さらに時間雨量が14ミリメートルを越えると予想されるとき。
- (3) 鹿児島地方気象台から暴風警報が発令されたとき。
- (4) その他所長が必要と認めるとき。

3 洪水警戒体制時における措置

所長は、前記2により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 鹿児島県土木部河川課、鹿児島地方気象台及び関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

4 洪水調節等

洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を越える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

5 放流に関する通知等

- (1) 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

※通知等を行わなければならない場合

ア ダム下流において30分につき30センチメートル以上の水位変動が生じると予想されるとき。

イ やむを得ず放流を行い、下流に急激な水位の変動が生じると予想されるとき。

- (2) 所長は上記により通知等を行う場合においては、ダム地点より野崎川合流点までの区間にサイレンを吹鳴させるとともに、警報車により警報を行わなければならない。

※川辺ダム関係機関

関 係 機 関	所 在 地	関 係 機 関	所 在 地
鹿児島県 土木部河川課	鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-3580	金峰町消防本部	日置郡金峰町尾下1650 TEL 0993-77-1111
鹿児島県工業用水道部 工業用水課	鹿児島市谷山中央2-702-13 TEL 099-268-7601	鹿児島地方気象台	鹿児島市東郡元町4-1 TEL 099-250-9913
鹿児島市水道局	鹿児島市鴨池新町1-10 TEL 099-257-7111	篠井堰水利組合	川辺郡川辺町清水1399 TEL 0993-56-2407
加世田市	加世田市川畑2648 TEL 0993-53-2111	岩屋井堰水利組合	川辺郡川辺町清水3278 TEL 0993-56-1561
川辺町	川辺郡川辺町平山3234 TEL 0993-56-1111	横手井堰水利組合	川辺郡川辺町古殿1827 TEL 0993-56-2381
金峰町	日置郡金峰町尾下1650 TEL 0993-77-1111	両添区水利組合	川辺郡川辺町両添578 TEL 0993-56-2375
知覧警察署	川辺郡知覧町郡4980-3 TEL 0993-83-1110	平山区水利組合	川辺郡川辺町平山6649 TEL 0993-56-2829
加世田警察署	加世田市地頭所764-7 TEL 0993-52-2110	田部田水利組合	川辺郡川辺町田部田4308 TEL 0993-56-1614
加世田市消防本部	加世田市武田19448 TEL 0993-53-5070	九州電力万之瀬ダム	川辺郡川辺町永田1331 TEL 0993-56-4417
川辺町消防本部	川辺郡川辺町平山3234 TEL 0993-56-2001		

III 防災ダム

1 操作

防災ダムの管理者は、県水防本部又は所轄土木事務所から注意報又は警報を受けたときは、直ちに洪水警戒体制をとるとともに、水防管理者及び関係機関と連絡を密にしながら操作規程の定めるところに従って操作しなければならない。

2 観測と通報

防災ダムの管理者は、ダムの水位、流量を観測するとともに、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合は、観測の結果及びダムの操作状況を所轄土木事務所へ通報しなければならない。

3 洪水調節の指示

河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認めるときは、災害発生防止のため、ダム管理者に対し、予備放流を命ずる等必要な措置をとるべきことを指示することができる。

防災ダム一覧表

ダム名	河川名	位置	管理者	管理主任 技術者	有効貯水量	堤高	電話
串木野防災ダム	五反田川	串木野市	串木野市	今屋表幸	m ³ 1,500,000	m 31.7	0996 32-8081
高松防災ダム	高松川	阿久根市	阿久根市	小田義美	1,126,000	37.0	0996 73-0233
高尾野防災ダム	高尾野川	高尾野町	高尾野町	野添政治	750,000	35.0	0996 82-0139
濱浦防災ダム	樋脇川	薩摩川内市 入来町	薩摩川内市	引地明吉	855,000	38.1	0996 44-2300
永吉防災ダム	永吉川 (二俣川)	日置市 吹上町	日置市	下野善也	996,000	37.0	099 297-2549
市来防災ダム	八房川	市来町	市来町	川畑司	1,930,000	41.0	0996 36-8181
御手洗防災ダム	御手洗川	高尾野町 野田町	野田町	田上博幸	1,140,000	43.4	0996 84-2581

第 9 章 出 動 ・ 監 視 ・ 警 戒 及 び 水 防 作 業

気象注意報及び気象警報又は水防警報の発令があった場合における水防関係職員その他の関係者の水防のための出動、監視、警戒及び水防作業は、気象の状況、水位の状況等によって次のとおり実施しなければならない。

1 出 動

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合管下の水防団又は消防機関等に対し出動準備をさせる。

ア 水防警報指定河川にあっては出動準備を要する水防警報が発令されたとき。

イ 河川等の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき。

ウ 気象状況等から高潮の危険が予知されるとき。

(2) 出 動

水防管理者は、次の場合直ちに管下水防団又は消防機関をしてあらかじめ定められた計画に従い出動せしめ、警戒配置につかせ、その旨土木事務所長等に報告するものとする。

ア 水防警戒指定河川にあっては、水防出動を要する警報事項の伝達を受けたとき。

イ 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態の予測されるとき。

ウ 堤防に異常を発見したとき。

エ 気象状況・風速等により高潮の危険が予知されるとき。

2 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、常時巡視員を設け、随時区域内の河川海岸堤防等を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は、出動命令を発したときから水防区域の警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始するとともに、所轄土木事務所長等に報告し、土木事務所長等は、本部に報告するものとする。

ア 裏法の漏水によるひび及び欠け崩れ

イ 堤防の冠水状況

ウ 天端のひび又は沈下

エ 表法のひび又は欠け崩れ

オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水

カ 橋りょうその他の工作物と堤防との取付部分の異常

(3) 警戒区域の設定

ア 水防上緊急の必要がある場合、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じ、あるいはその区域内の居住者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

イ 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

3 非常事態の発生と水防作業

(1) 非常事態の発生

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、その区域の水防管理者は、直ちにその旨を所轄土木事務所長等並びにはん濫のおそれある方向の隣接地域の水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通報しなければならない。

(2) 応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた者は、できるかぎりその求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(3) 自衛隊法第83条により、自衛隊は災害に際し、知事の要請により、あるいは緊急の場合は、独自の判断により出動する。

(4) 警察官の出動

水防管理者は、水防上必要があるときは、所轄警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。

(5) 水防作業

洪水に際して堤防に異常の起こる時期は、滞水時間によることはもちろんであるが、大体水位が警戒水位を突破する前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に起こる場合が多く、水位が7～8割程度に減水したときが最も危険であるから、洪水の最高水位を下っても直ちに警戒を解いてはならない。

作業を実施するに当たっては、堤防の組織材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して、最も有効で、しかも使用材料がその附近で得やすい工法を施工することが必要である。

工法は、その選定を誤らなければ、一種類の工法を施行するだけで成果を挙げ得る場合が多いが、ときには数種の工法を併施してはじめてその目的を達成することがあるから、当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を逐次施行し、極力水害の防止に努めなければならない。

水防作業を必要とする発生事態とその各々に適合する施策工法等は、次表のとおりである。

4 相互協定

隣接する水防管理団体は、協力応援など水防事務に関し、あらかじめ協定しておかなければならない。

水防工法一覧表

原因		工法	工法の概要	利用箇所,河川	おもに利用する資材
越水		積み土俵工	堤防天端に土俵または土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう, 防水シート, 鉄筋棒
		せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板を当てる	都市周辺河川(土のうの入手困難)	鋼製支柱, 軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防天端に土俵の代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご, 玉石, 防水シート
		水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川(土のう, 板など入手困難)	既製水のう, ポンプ, 鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	
		裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川(むしろ, 竹の入手困難)	防水シート, 鉄筋ピン, 軽量鉄パイプ, 土のう
漏水対策	川裏対策	釜段工 (釜築き, 釜止め)	裏小段, 裏のり先平地に円形に積み土俵する	一般河川	土のう, 防水シート, 鉄筋棒, ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段, 裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川(土砂, 土のう入手困難)	既製水のうポンプ, 鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段, 裏のり先平地に鉄板を円筒形に組立てる	都市周辺河川(土砂, 土のう入手困難)	鉄板, 土のう, パイプ, 鉄パイプぐい
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう, 防水シート, パイプ鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段, 裏のり先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川(土砂, 土のう入手困難)	既製水のう, くい, 土のう, ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段, 裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる, 防水シート, 土のう
		導水むしろ張り工	裏のり, 犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川(漏水少ない箇所)	防水シート, 丸太, 竹
漏水対策	川表対策	詰め土俵工	川表のり面の漏水口に土俵などを詰める	一般河川(構造物のあるところ, 水深の浅い部分)	土のう, 木ぐい, 竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川(水深の浅い所)	
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川(漏水面の広い所)	
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺(むしろが入手困難)	防水シート, 鉄パイプ, くい, ロープ, 土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川(水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
洗掘		むしろ張り工, 継ぎむしろ張り工, シート張り工, たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土俵をつけて流し局部を被覆する	急流河川	立木, 土のう, ロープ, 鉄線くい
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川砂利堤防	鉄線蛇かご, 詰め石, くい, 鉄線

原因		工法	工法の概要	利用箇所,河川	おもに利用する資材
洗掘		捨て土のう工, 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のう または大きい石を投入する	急流河川	土のう, 石異形コン クリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土俵を つけて, のり面を被覆する	緩流河川	竹, くい, ロープ, 土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉, 牛わ く, 鳥脚などの合掌木を投入 する	急流河川	わく組み, 石俵, 鉄 線, 蛇かご
		築きまわし工	表のりの決壊による断面不 足を裏のりに土俵を積む	凸側堤防他の工法 と併用	くい, 割竹, 板, 土 のう, くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし, かや, よし でびょうぶを作りのり面を覆 う	比較的緩流河川	竹, なわ, ロープ, わら, かや, 土のう
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩 付近に竹をさし折り曲げて連 結する	粘土質堤防	竹, 土のう, ロープ
		打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりに くいと鉄線を用いる	砂質堤防	くい, 鉄線
	天端 の	控え取り工	き裂が天端から裏のりにか けて生じるもので折り返し工 と同じ	粘土質堤防	竹, 土のう, なわ, ロープ, 鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにか けて生じるもので控え取り工と 同じ	砂質堤防	くい, 竹, 鉄線, 土 のう
	裏の	ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わ りに鉄線を用いる	石質堤防	くい, 金網, 鉄線, 土のう
裏のり 崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い 崩落を防ぐ	粘土質堤防	竹, なわ, ロープ, 鉄線土のう
		五徳縫い工 (くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんで くいを打ちロープで引き寄せ る	粘土質堤防	くい, ロープ, 土の う, 丸太
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いと き, のり面がすべらないよう に竹をさす	粘土質堤防	竹, 土のう
		力くい打ち工	裏のり先付近にくいを打ち こむ	粘土質堤防	くい, 土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくい を打ち, 竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい, 竹, 鉄線, 土 のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被 覆する	急流河川砂質堤防	鉄線蛇かご, 詰め 石, くい, そだ
		くい打ち積み土俵工	裏のり面にくいを打ち並 べ, 中詰めに土俵を入れる	急流河川砂質堤防	くい, 布木, 鉄線, 土のう
		土俵羽口工	裏のり面に土俵を小口に積み 上げる	一般堤防	竹ぐい, 土砂, 土の う
		つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ち これを連結して中詰めに土俵 を入れる	一般堤防	くい, 土のう, 布 木, 鉄線, 土砂
		さくかき詰め土俵工	つなぎくい打ちとほぼ同じ でさくを作る	一般堤防	くい, 竹, そだ, 鉄 線, 土のう
		築きまわし工	裏のり面にくいを打ちさく を作り中詰め土俵を入れる	一般堤防	くい, さく材, 布 木, 土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流 木の除去	一般河川	長尺竹, とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車, 無線車

(「実務者のための水防技術ハンドブック」より)

第 10 章 通信連絡及び輸送

I 通信連絡

- 1 水防時に必要とする連絡のため、電話、無線電話、電報等の通信を要するものの主な系統は、第 4 章の I の 7 に定めたものとする。
- 2 水防通信受発地点、水防倉庫設置箇所、水防作業現場等には、必ず連絡用自動車等を設置しなければならない。
- 3 水防上緊急を要する通信については、非常通信の取扱いをするものとする。

II 非常時、通信の確保

1 ダイヤル通話とふくそう対策

大雨、洪水、高潮又は津波等の発生に際し防災関係機関の円滑な情報連絡を確保するため、N T Tとしては、重要通信のそ通確保に支障を来たさないよう次の措置を講じる。

(1) 防災関係機関の重要通話を確保する。

電話サービス契約約款第 1 1 0 条に定める災害時優先電話の選定を適切に行い、通話規制の対象にしない。

(2) 街頭公衆電話（黄色、緑色）からの通話は規制されない。

(3) 水防に関する主な災害時防災関係機関名は、別表 1 4 のとおりである。

2 手動通話及び電報の取扱い

(1) 非常、緊急通話の取扱いは、最優先とする。

また、一般の 1 0 0 番通話等については、非常、緊急通話に支障がない範囲において取扱う。

(2) 電報については、非常、緊急電報についてその取扱いを確保し、最優先とする。

(3) 非常通話又は非常電報を発信する際は、必ず「非常」と申し出ること。

3 通信の途絶防止

孤立化防止対策用衛星電話（K u - 1 C H）配備

災害発生時に N T T の通信回線が途絶し、その地域に対して通信不能となり孤立した場合にこれを救済し、孤立化を防止するために端末局は、N T T 支店・営業所、市町村役場、小・中学校、公民館等に移動無線機を設置している。通信の内容は、原則として非常通話及び緊急通話に限って、そ通される。

4 非常通信

大雨、洪水、高潮又は津波等のため非常事態が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又は、著しく困難であるときは、人命救助災害の救援交通通信の確保及び秩序維持のために限って利用することができる。

(1) 取扱い局

非常通信の取扱いは、すべての無線固定局、移動局であって災害地域等に無線局（パトロールカー等陸上移動局）が派遣され、又は、移動している場合は、その無線局を利用することができる。

(2) 非常通信取扱い機関一覧表は、別表 1 5 のとおりである。

III 鹿児島県防災行政、水防及び消防防災無線の取扱い

1 無線局の運用

(1) 平常

常時運用とする。通信の運用については、鹿児島県防災行政無線管理運用規程による。

(2) 非常時

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、通話がふくそうし、災害に関する無線電話の運用に支障をきたすおそれがある場合は、統制局の統制により運用する。

2 鹿児島県防災行政無線設置状況とその系統

(1) 機動通信系

設置場所	基地局		移動局		概要
	呼出名称	出力 (W)	呼出名称	出力 (W)	
県 庁	ぼうさいかごしま	10	ぼうさいかごしまけんちょう 1～ 9・20(地区)	10	車載型
	けんちょうきち		〃 (全県)	10	〃
	かごしまけん	10	かごしまけんぼうさい 1～17	10	携帯型
	ぼうさいきち		かごしまけんぼうさい 18～24	5	〃
			ぎょうせい かごしまけん 1～20	1	〃
環境センター	ぼうさいかごしま	10	ぼうさいかごしまかんきょう 1～ 2(地区)	10	車載型
	かんきょうきち		〃 (全県)	10	〃
鹿児島 土木事務所	ぼうさいかごしま	10	ぼうさいかごしま 1～ 6(地区)	10	車載型
	けんちょうきち		〃 (全県)	10	〃
指宿土木事務所	ぼうさい	10	ぼうさいいぶすき 1～ 5(地区)	10	車載型
	いぶすききち		〃 (全県)	10	〃
加世田 土木事務所	ぼうさい	10	ぼうさいかせだ 1～ 5(地区)	10	車載型
	かせだきち		〃 (全県)	10	〃
伊集院 土木事務所	ぼうさい	10	ぼうさいいじゅういん 1～ 5(地区)	10	車載型
	いじゅういんきち		〃 (全県)	10	〃
			ぎょうせい いじゅういん 1～16	1	携帯型
川内土木事務所	ぼうさい	5	ぼうさいせんだい 1～17(地区)	10	車載型
	ちょうじょうきち		〃 (全県)	10	〃
川内環境監視 センター	ぼうさい	5	ぼうさいせんだいかんきょう 1～12(地区)	10	車載型
	ちょうじょうきち		〃 1～ 2(全県)	10	〃
			かごしまけんぼうさい 51～55	1	携帯型
甕島土木出張 所	ぼうさい	10	ぼうさいなかこしき 1～ 2(地区)	10	車載型
	こしきじまきち		〃 (全県)	10	〃
出土木事務所	ぼうさい	10	ぼうさいいずみ 1～5(地区)	10	車載型
	いずみきち		〃 (全県)	10	〃
大口土木事務所	ぼうさい	10	ぼうさいおおくち 1～6(地区)	10	車載型
	おおくちきち		〃 (全県)	10	〃
栗野土木事務所	ぼうさい	10	ぼうさいくりの 1～4(地区)	10	車載型
	くりのきち		〃 (全県)	10	〃
加治木 土木事務所	ぼうさい	10	ぼうさいかじききち 1～6(地区)	10	車載型
	かじききち		〃 (全県)	10	〃

設置場所	基地局		移動局			概要
	呼出名称	出力(W)	呼出名称		出力(W)	
大隅土木事務所	ぼうさい		ぼうさいおおすみ	1～6(地区)	10	車載型
	おおすみきち	10	//	(全県)	10	//
鹿屋土木事務所	ぼうさい		ぼうさいかのや	1～10(地区)	10	車載型
	かのやきち	10	//	1～11(全県)	10	//
熊毛支庁土木課	ぼうさい		ぼうさいくまげ	1～5(地区)	10	車載型
	くまげきち	10	//	(全県)	10	//
屋久島事務所	ぼうさい		ぼうさいあんぼう	1～3(地区)	10	車載型
	やくしまきち	10	//	(全県)	10	//
大島支庁			ぼうさいなぜ	1～9(全県)	10	車載型
徳之島事務所			ぼうさいとくのしま	1～3(全県)	10	車載型
瀬戸内事務所			ぼうさいせとうち	1～3(全県)	10	車載型
沖永良部事務所			ぼうさいおきえらぶ	1～3(全県)	10	車載型
喜界事務所			ぼうさいきかい	1～2(全県)	10	車載型

設置場所	基地局	
	呼出名称	出力(W)
紫尾山中継局	ぼうさいしびさん	25
尾巡山中継局	ぼうさいおめぐりやま	25
牟礼ヶ岡中継局	ぼうさいむれがおか	25
浅谷中継局	ぼうさいあさに	25
国見山中継局	ぼうさいくにみやま	25
長屋山中継局	ぼうさいちょうやさん	25
能野中継局	ぼうさいよきの	25

設置場所	基地局	
	呼出名称	出力(W)
湯湾岳中継局	ぼうさいゆわんだけ	25
尾母中継局	ぼうさいおも	25
高知山中継局	ぼうさいこうちやま	25
永田山中継局	ぼうさいながたやま	25
大山中継局	ぼうさいおおやま	25
長城中継局(地区)	ぼうさいちょうじょう	5

(2) 消防・防災ヘリ通信系

設置場所	呼出名称	出力(W)	備考
防災ヘリ	JA KAGOSHIMA かごしまけんぼうさいヘリ 1 (全県, 防災相互, 消防)	1	航空機局 携帯局
枕崎空港	かごしまけんぼうさいヘリきち	10	航空局
	かごしまけんぼうさいフライトサービス	10	//
	// フライトサービス 8 1	5	//
	// " 8 2	5	//
	かごしまけんぼうさい 4 8	10	携帯局
	ぼうさいまくらざきくこう	0.1	固定局
合庁局(23)	かごしまけんぼうさい 2 5～ 4 6	5	携帯局
市町村局等(107)	かごしまけんぼうさい 1 0 1～2 0 7	5	//
県庁中継局	かごしまけんヘリテレ	5	携帯基地局
	// ながたやまヘリテレ	5	//
	// よきのヘリテレ	5	//
	// おおやまヘリテレ	5	//
	くにみやまぼうさい	10	//
	しびさん //	10	//
	おめぐりやま //	10	//
	ながたやま //	10	//
	おも //	10	//

(3) 固定通信系

設置場所	呼出名称	設置場所	呼出名称
県庁	ぼうさいかごしまけんちょう	市来ダム	ぼうさいいちきダム
鹿児島合庁	〃 かごしまごうちょう	御手洗〃	〃 みたらい 〃
指宿〃	〃 いぶすき 〃	西京〃	〃 さいきょう 〃
加世田〃	〃 かせだ 〃	竹山〃	〃 たけやま 〃
伊集院〃	〃 いじゅういん 〃	鶴田〃	〃 つるだ 〃
川内〃	〃 せんだい 〃	川内陸上自衛隊	〃 せんだいじえいたい
出水〃	〃 いずみ 〃	国分陸上自衛隊	〃 こくぶじえいたい
大口〃	〃 おおくち 〃	鹿屋海上自衛隊	〃 かのやきち
加治木〃	〃 かじき 〃	鹿児島海上保安部	
大隅〃	〃 おおすみ 〃	喜入分室	〃 かいほきいれ
鹿屋〃	〃 かのや 〃	鹿児島地方気象台	〃 かごしまきしょう
熊毛支庁	〃 くまげしちょう	日赤鹿児島県支部	〃 かごしまにっせき
屋久島合庁	〃 やくしまごうちょう	種子島測候所	〃 たねがしまきしょう
鹿児島環境	〃 かごしまかんきょう	日石喜入基地	〃 にっせきいれ
川内環境	〃 せんだいかんきょう	大島支庁	〃 おおしましちょう
栗野合庁	〃 くりのごうちょう	瀬戸内合庁	〃 せとうちごうちょう
甕島〃	〃 こしきじま 〃	徳之島〃	〃 とくのしま 〃
川薩保健所	〃 せんさつほけん	沖永良部	〃 おきえらぶ 〃
隼人〃	〃 はやと 〃	喜界〃	〃 きかい 〃
志布志〃	〃 しぶし 〃	与論〃	〃 よろん 〃
高川ダム	〃 こうかわダム	徳之島保健所	〃 とくのしまほけん
高尾野〃	〃 たかおの 〃	名瀬側候所	〃 なせきしょう
高松〃	〃 たかまつ 〃	大川ダム	〃 おおかわダム
清浦〃	〃 きょうら 〃	神嶺〃	〃 しんれい 〃
永吉〃	〃 ながよし 〃	伊仙中部〃	〃 いせんちゅうぶ 〃
串木野〃	〃 くしきの 〃	須野〃	〃 すの 〃
高隈〃	〃 たかくま 〃	枕崎空港	〃 まくらざきくこう
指宿市役所	〃 いぶすき	薩摩川内市役所	〃 さつませんだい
山川町役場	〃 やまがわ		
穎娃〃	〃 えい		
開聞〃	〃 かいもん		
喜入消防	〃 きいれしょうぼう		
指宿地区〃	〃 いぶすき 〃		
枕崎市役所	〃 まくらざき	川内地区消防	〃 せんだいしょうぼう
加世田〃	〃 かせだ	さつま町役場	〃 さつま
笠沙町役場	〃 かささ		
大浦〃	〃 おおうら		
坊津〃	〃 ぼうのつ		
知覧〃	〃 ちらん	祁答院地区消防	〃 けどういんしょうぼう
川辺〃	〃 かわなべ		
枕崎地区消防	〃 まくらざきしょうぼう	阿久根市役所	〃 あくね
加世田〃	〃 かせだ 〃	出水市役所	〃 いずみ
串木野石油備蓄	〃 くしきのびちく	野田町役場	〃 のだ
串木野市役所	〃 くしきの	高尾野〃	〃 たかおの
市来町役場	〃 いちき	東〃	〃 あずま
東市来	〃 ひがしいちき	長島〃	〃 ながしま
日置市役所	〃 ひおき	阿久根地区消防	〃 あくねしょうぼう
		出水 〃	〃 いずみしょうぼう
		大口市役所	〃 おおくち
		菱刈町役場	〃 ひしかり
		大口市外四町消防	〃 おおくちしょうぼう

設置場所	呼出名称	設置場所	呼出名称
串木野地区消防	ぼうさいくしきのしょうぼう		
日置〃	〃 ひおき	錦江町役場	ぼうさいきんこう
国分市役所	〃 こくぶ		
加治木町役場	〃 かじき	南大隅町役場	〃 みなみおおすみ
始良〃	〃 あいら		
蒲生〃	〃 かもう	串良町役場	〃 くしら
溝辺〃	〃 みぞべ	東串良〃	〃 ひがしくしら
隼人〃	〃 はやと	肝属地区消防	〃 きもつきしょうぼう
横川〃	〃 よこがわ	肝属地区東消防	〃 きもつきひがし 〃
湧水〃	〃 ゆうすい	垂水市消防	〃 たるみずしょうぼう
		西之表市役所	〃 にしのおもて
牧園町役場	〃 まきぞの	中種子町役場	〃 なかたね
霧島〃	〃 きりしま	南種子〃	〃 みなみたね
福山〃	〃 ふくやま	上屋久〃	〃 かみやく
国分地区消防	〃 こくぶしょうぼう	屋久〃	〃 やく
始良郡西部消防	〃 あいら 〃	熊毛地区消防	〃 くまげしょうぼう
志布志湾港湾事務所	〃 しぶしこうわん		
志布志石油備蓄	〃 しぶしびちく	鹿児島市役所	〃 かごしま
曾於市大隅支所	〃 おおすみ		
輝北町役場	〃 きほく		
曾於市財部支所	〃 たからべ	三島村	〃 みしまむら
曾於市末吉支所	〃 すえよし	十島〃	〃 としまむら
松山町役場	〃 まつやま	硫黄島	〃 いおうじま
志布志〃	〃 しぶし	中之島	〃 なかのしま
		喜界町役場	〃 きかい
大崎町役場	〃 おおさき	笠利〃	〃 かさり
曾於地区消防	〃 そおしょうぼう	竜郷〃	〃 たつごう
曾於地区南消防	〃 そおみなみしょうぼう	大和村役場	〃 やまと
鹿屋市役所	〃 かのや	住用〃	〃 すみよう
垂水〃	〃 たるみず	宇検〃	〃 うけん
肝付町役場	〃 こうやま	瀬戸内町役場	〃 せとうち
同町内之浦総合支所	〃 うちのうら		
吾平町役場	〃 あいら	与論町役場	〃 よろん
徳之島〃	〃 とくのしま	大島地区消防	〃 おおしましょうぼう
天城〃	〃 あまぎ	徳之島〃	〃 とくのしましょうぼう
伊仙〃	〃 いせん	沖永良部・与論〃	〃 おきえらぶしょうぼう
和泊〃	〃 わどまり		
知名〃	〃 ちな		

(4) 中継局 (固定局)

設置場所	呼出名称	設置場所	呼出名称
紫尾山中継局	ぼうさいしびさん	御岳中継局	ぼうさいおたけ
尾巡山〃	〃 おめぐりやま	甕島〃	〃 こしきじま
牟礼ヶ岡〃	〃 むれがおか	湯湾岳〃	〃 ゆわんだけ
浅谷〃	〃 あさに	尾母〃	〃 おも
国見山〃	〃 くにみやま	高知山〃	〃 こうちやま
長屋山〃	〃 ちょうやさん	永田山〃	〃 ながたやま
惣陣ヶ丘〃	〃 そうじんがおか	長雲〃	〃 ながくも
宮田山〃	〃 みやたやま	大山〃	〃 おおやま
猪鹿倉〃	〃 いがくら	屋敷平〃	〃 やしきでら
天堂ヶ尾〃	〃 てんどうがむ	悪石島〃	〃 あくせきじま
長城〃	〃 ちょうじょう	屋久島〃	〃 やくしま
能野〃	〃 よきの		

(5) 衛星通信系

設置場所	識別信号	設置場所	識別信号
県庁 (地球局)	SCC鹿児島県	牧園町役場	鹿児島可搬地球 V 47
	鹿児島地球	霧島 "	" V 48
	鹿児島可搬	横川 "	" V 49
鹿児島市役所 (地球局)	SCC自治体鹿児島県	湧水 "	" V 50
	鹿児島可搬地球 V 1		
加世田 "	" V 2	日置市役所	" V 52
枕崎 "	" V 3	市来町役場	" V 53
指宿 "	" V 4		
鹿屋 "	" V 5		
垂水 "	" V 6		
国分 "	" V 7		
串木野 "	" V 8	金峰町役場	" V 58
薩摩川内 "	" V 9		
出水 "	" V 10	さつま町役場	" V 60
大口 "	" V 11		
阿久根 "	" V 12		
笠沙町役場	" V 14		
大浦 "	" V 15		
坊津 "	" V 16		
知覧 "	" V 17	高尾野 "	" V 67
川辺 "	" V 18	野田 "	" V 68
喜入支所	" V 19	東 "	" V 69
山川町役場	" V 20	長島 "	" V 70
穎娃 "	" V 21	菱刈 "	" V 71
開聞 "	" V 22		
串良 "	" V 23		
東串良町役場	" V 25		
吾平 "	" V 26		
曾於市役所	" V 27		
		名瀬市役所	" V 78
		西之表 "	" V 79
松山町役場	" V 30	瀬戸内町役場	" V 80
		喜界 "	" V 81
肝付町役場	" V 32	笠利 "	" V 82
		竜郷 "	" V 83
南大隅町役場	" V 34	徳之島 "	" V 84
錦江 "	" V 35	天城 "	" V 85
	" V 36	伊仙 "	" V 86
志布志町役場	" V 37	和泊 "	" V 87
輝北 "	" V 38	知名 "	" V 88
有明 "	" V 39	与論 "	" V 89
大崎 "	" V 40	屋久 "	" V 90
加治木 "	" V 41	中種子 "	" V 91
蒲生 "	" V 42	南種子 "	" V 92
隼人 "	" V 43	上屋久 "	" V 93
始良 "	" V 44	大和村役場	" V 94
溝辺 "	" V 45	宇検 "	" V 95
福山 "	" V 46	住用 "	" V 96

3 鹿児島県水防・消防防災無線設置状況とその系統

設 置 場 所	呼 出 名 称	出力(W)	摘 要
県 庁（ 固 定 ）	しょうぼうかごしまけん	0.000063	共 用 装 置
〃 （ 〃 ）	すいぼうかごしま		

4 鹿児島県無線系統図 (別紙)

IV 輸送

- (1) 本部土木事務所間の輸送経路については、本部において管内からの通報に基づく状態に従って通行路線を決定し、輸送の正確を図らねばならない。
- (2) 土木事務所等、水防管理団体の輸送経路については、土木事務所長等は、かねて管内の輸送経路を定めて、管内の報告に基づく状況に従って通行路線を指示しなければならない。

第 11 章 避難のための立退き

洪水、高潮、津波等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき、本部長、その命令を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退き又はその準備を指示する。

水防管理者は、所轄警察署長と、あらかじめ、避難先、避難経路等について協議し、必要な措置を講じておかなければならない。水防管理者が立退きを指示したときは、速やかに本部にその旨報告しなければならない。

第 12 章 費用負担と公用負担

I 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第 4 1 条の規定により、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、その水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって定める。

II 公用負担

1 公用負担権限

水防法第 2 8 条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用及び収用

ウ 車両その他の運搬具又は器具の使用

エ 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

水防法第 2 8 条の規定によって公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、これらの委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

第 号

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書

年 齢 氏 名

上記の者に〇〇の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。

平成 年 月 日

水防管理者（水防団長，消防機関の長）

氏 名



3 公用負担証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に渡さなければならない。

第 号 公 用 負 担 証 票				
物 件	数 量	負担内容（使用収用処分等）	期 間	摘 要
平成 年 月 日				
水防管理者氏名 ㊟ (水防団長・消防機関の長)				
事務取扱者氏名 ㊟				
殿				

III 損失補償

上記権限行使によって損失を受けた者に対し、当該水防管理団体は、時価により、その損失を補償しなければならない。

第 13 章 水 防 解 除

- I 水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、警戒の必要がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し、一般に周知させるとともに、所轄土木事務所等にその旨報告するものとする。
- II 土木事務所長等は、水防管理者からの報告により所轄区域の水防管理団体がすべて水防活動体制を解除したときは、土木事務所等の水防体制を解除し、本部長に報告する。
- III 本部長は、土木事務所長等からの報告により県下の土木事務所等がすべて水防体制を解除し、洪水又は高潮のおそれがなくなったときは、本部の水防活動体制を解除し、その旨一般に周知させる。

第 14 章 水防報告と水防記録

I 水防報告

水防管理者及び土木事務所長等は、水防活動が終了したときは、速やかに次の事項をとりまとめ、水防管理者にあっては別記第 1 号様式により所轄土木事務所長等に、土木事務所長等にあっては別記第 2 号様式により本部長に報告しなければならない。

- 1 天候の状況
- 2 出水の状況
- 3 水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 4 堤防その他の施設等の異常の有無
- 5 水防作業の状況
- 6 使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量
- 7 水防法第 28 条の規定による公用負担の種類及び数量
- 8 応援の状況
- 9 一般住民の出動状況
- 10 警察の援助状況
- 11 現地指導員の職氏名
- 12 避難のための立退きの状況
- 13 水防関係者の死傷
- 14 殊勲者及びその功績
- 15 今後の水防上考慮すべき点その他水防管理者の所見

II 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管しなければならない。

- 1 出動準備、出動命令及び水防活動解除の時刻
- 2 出動水防作業員の数
- 3 堤防その他の施設等の種類、延長及びこれに対する処置工法とその効果
- 4 使用資材及び数量
- 5 破損した器具、資材名及び数量
- 6 警戒中の水位
- 7 水防法第 17 条の規定により従事させた者の住所、氏名及び理由
- 8 収用又は購入の器具 資材名、その数量及びその事由並びにその理由
- 9 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者並びにその理由
- 10 水防作業中負傷し、疾病となり、又は死亡した者の氏名及びその手当状況
- 11 避難のための立退きを指示した理由
- 12 支出費帳簿
- 13 その他記録を必要とする理由

水防実施状況報告書の記載要領

第1号様式

1. 各水防管理団体及び土木事務所等で水防を行った箇所ごとに作成すること。
2. 各水防管理団体は、所轄土木事務所長等に箇所ごとの報告書を2部提出すること。

第2号様式

1. 土木事務所長等は、各水防管理団体より提出された第1号様式の報告書を集計して、第2様式の報告書を作成すること。
2. 第2号様式の報告書に第1号様式の報告書1部を付して本部長（河川課取扱い）あて提出すること。
3. 記載要領
 - （1）出水の概況…………… 出水当時の模様を具体的に記入すること。
 - （2）水防実施箇所…………… 箇所数を記入すること。
 - （3）水防実施の日時及び終結日時…………… 管内管理団体中出動のもっとも早かったものと最終解決のものについて記入すること。
 - （4）作業の概況…………… 工法の種類並びに工法ごとの箇所数及び延長を記入すること。

第15章 水防管理団体の水防計画

- I 指定水防管理団体の水防管理者は、水防法第32条の規定により、当該団体の水防協議会又は防災会議に諮り、毎年県の水防計画に応じた水防計画を定め、知事と協議しなければならない。
- II 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定めたときは、その要旨を公表しなければならない。
- III その他の水防管理団体の水防管理者にあっても、毎年県の水防計画に応じた水防計画を定めるものとする。
- IV 水防管理者は、毎年当該水防管理団体の水防計画を関係土木事務所長等、関係警察署長及び消防機関の長に通知しなければならない。

第16章 隣接県との協定

宮崎県との協定事項

大淀川水系及び川内川水系の水防管理については、互いに連絡を密にし、相互の応援は支障のない範囲で協力する旨の協定をしている。

第 17 章 水防施設及び水防器具

I 水防施設

- 1 指定水防管理団体は、水防倉庫又は水防資材の備付場をなるべく水防活動に便利な場所に設置し、必要な器具資材を準備しておかなければならない。
- 2 その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて必要な準備をしておくものとする。
- 3 水防倉庫又は水防器具資材の備付場には、その施設に応じて標準備蓄数量を明記した木製標札をかけること。

II 土木事務所等整備水防器具資材

- 1 水防器具資材は、最小限度の数量をもって最大の効果をあげるよう常に留意し、使用方法の適確を期するとともに、水防の必要な場合に支障のないよう水防以外の目的に使用してはならない。
使用の主な場合は、決壊のおそれある堤防護岸等の出水前の応急補強工作上必要があるとき及び水防上緊急を要し、水防管理団体の資材で間に合わず、特に水防管理者から要請のあったときとする。
- 2 豪雨出水の際土木事務所等の備蓄資材に不足を生じ、緊急な必要があるときは、本部に連絡のうえ隣接土木事務所等に資材の応援配賦を求めるものとし、要請された土木事務所等ではできる限り協力するものとする。
- 3 水防資材の受払いについては、別記第 3 号様式の受払簿を備え、常に正確に受払いを記入し、使用したとき又はその後の水防に支障のあるときは直ちに、その他の場合は月末までに、別記第 4 号様式の報告書を本部長に提出しなければならない。

III 水防管理団体整備水防器具資材

- 1 指定水防管理団体においては、おおむね次のとおり器具資材を準備しておくものとし、特に停電時の情報聴取のため携帯用ラジオ及び電池を準備しておくものとする。

備蓄資器材標準数量

品名	単位	数量	品名	単位	数量
呎(ビニール土のう等)	枚	2,000	唐 鋤	丁	10
蕤	枚	200	掛 矢	丁	10
縄	本	100	竹	束	50
杉丸太末口 3 寸～3 間	本	20	粗 朶	束	200
〃 3 寸～2.5 間	本	50	ス コ ッ プ	丁	30
〃 3 寸～2 間	本	100	蛸 槌	丁	10
〃 3 寸～1 間	本	200	ペ ン チ	個	8
鎌	丁	10	ハ ン マ ー	丁	8
鋸	丁	15	針 金	kg	50
斧	丁	8	照 明 器 具	個	5

- 2 その他の水防管理団体は、おおむね次のとおり水防器具資材を準備しておくものとする。

備蓄資器材標準数量

品名	単位	数量	品名	単位	数量	品名	単位	数量
吠(ビニール土のう等)	枚	1,000	竹	束	30	掛 矢	丁	8
蕤	枚	100	粗 朶	束	100	蛸 槌	丁	5
縄	本	60	スコップ	丁	20	ペンチ	丁	4
杉丸太末口3寸～3間	本	10	鎌	丁	5	ハンマー	丁	5
〃 3寸～2.5間	本	30	鋸	丁	10	針 金	kg	30
〃 3寸～2間	本	60	斧	丁	5	照明器具	個	3
〃 3寸～1間	本	100	唐 鋤	丁	5			

- 3 水防管理者は、水防器具資材確保のため水防区域住民の手持器具資材をあらかじめ調査して、緊急の場合の補給策を講じておくこと。

IV 土木事務所等の水防器具、資材整備上の任務

土木事務所長等は、管内の水防管理団体及び一般の水防器具資材の備蓄状況を常に把握し、水防を要する区域の実態を掌握して、水防業務の遂行上十分の対策をたてておかなければならない。

V 管内水防倉庫設置箇所及び主要器具資材の在庫数量は、別表16のとおりである。

VI 各土木事務所の水防器具及び備蓄資材の数量は、別表17のとおりである。

別記

第3号様式

品 名

水防資材受払簿

取扱者氏名

責任者印	年 月 日	単 位	受	払	残	摘 要

別記

第4号様式

水防用備蓄資材使用報告書

作成者氏名

品名	使用数量	使用箇所	使用年月日	使用の状況（工法）	残高摘要

第18章 水防標識・信号及び身分証票

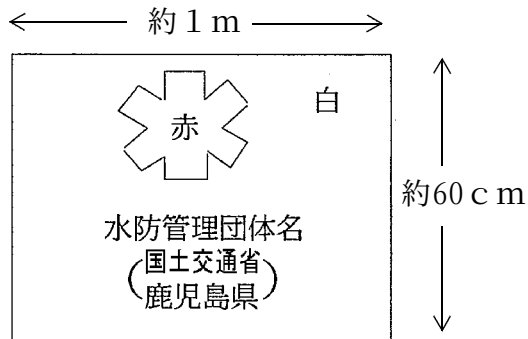
I 水防標識

水防法第18条の規定による優先通行者の標識は、次のとおりである。

（昭和24年9月7日鹿児島県告示第296号）

（昭和31年5月28日鹿児島県告示第431号改正）

標 旗



II 水防信号

水防法第13条の規定による水防信号は、次のとおりである。

（昭和24年10月鹿児島県規則第85号）

- 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
- 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 第4信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべき事を知らせるもの
- 地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は上記に準じて取り扱う。

区分及び信号

区分方法	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第一信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第二信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第三信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止
第四信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止
	1. 信号は適宜の時間継続すること。 2. 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用することを妨げない 3. 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。	

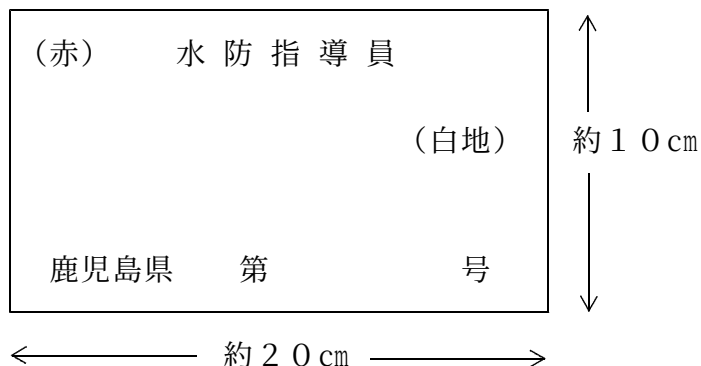
III 身分証書

水防法第49条第2項の規定に基づく鹿児島県水防職員の身分証票は、次のとおりである。

第 号 水 防 職 員 之 証 所 属 職 名 氏 名 年月日 平成 年 月 日 鹿児島県	心 得 1. 本証は水防法第49条第2項による立入証である。 2. 記名以外の者の使用を禁ず。 3. 本証の身分を失ったときは直ちに本証を返納すること。 4. 本証の身分に異動があったときは速かに訂正をうけること。
---	---

IV 水防指導員章

指導のため現地に赴く鹿児島県職員は、次の腕章をつけるものとする。



第 19 章 水 防 訓 練

I 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うような場合があるので、次のような事項について平素から水防団、消防機関及び水防協力団体の訓練を実施しておくことが必要である。

- 1 観 測
- 2 通 信
- 3 動 員
- 4 輸 送
- 5 工 法
- 6 水門等の操作
- 7 避難、誘導、救護

II 実施時期

- 1 指定水防管理団体は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に行うものとする。
- 2 その他の水防管理団体は、おおむね指定水防管理団体に準じて行うこと。
- 3 土木事務所等は、本部の指示する時期に行うこと。

III 水防管理団体が実施する水防訓練については、あらかじめ所轄土木事務所長等に通知するものとし、実施後において結果を本部長に報告するものとする。